

## 第7回岡崎市地域ケア推進会議・生活支援体制整備協議体 議事録

日 時 平成29年10月16日(月)午後2時00分～午後4時00分

場 所 福祉会館3階 301号室

出席委員 柏原委員、小原委員、太田委員、高辻委員、山口委員、鈴木委員、大島委員、入江委員、鷺山委員、三矢委員、三戸委員、柴田委員、伊藤委員、森内委員、柿本委員 以上15名

欠席委員 なし

事務局 長寿課：中川課長、齊藤副課長、岸係長、中根係長、杉浦主任主査、遠山保健師主任、早川保健師主任、杉山主事

介護保険課：小河課長

オブザーバー：岡崎市社会福祉協議会 山本保健師、水野社会福祉士

傍聴人 なし

1 開 会

2 長寿課長あいさつ

3 委員紹介

4 議 事 【 公 開 】

(1) 会長・副会長の選出

(2) 地域ケア会議の推進と自立支援プロジェクトについて

(3) 生活支援体制整備事業について

(4) 「憩っ家」の認定制度について

議事録(要旨)

会長 それでは議事(2)「地域ケア会議の推進と自立支援プロジェクトについて」を事務局より説明をお願いします。

事務局 議事(2)について事務局より説明

委員 自立支援会議が平成28年度から始まっているが、従来の地域ケア会議の違いについて説明をお願いします。

事務局 本で行っている会議が市レベルでの地域ケア推進会議であり、従来の地域ケア会議が地域ケア会議のネットワーク会議と個別支援会議にあたります。ネットワーク会議は地域の課題について総代、福祉委員の方々と議論をして検討している会議で、個別支援会議は虐待ケースや困難事例ケースに関わりのある主治医、ヘルパー、支援者の方たちで集まり個別事例の検討を行っています。今回の自立支援会議は直接支援を行っていない多職種で1事例を検討する会議で、似たような事例を体現した時にこれを活かしていくために、同じようなケースに対応してい

くときに参考になるよう考えながら過去の事例を多職種で検討しております。

会長 国で示されているか、モデルで参考になることなどこれが岡崎に当てはまるか、そこは日々岡崎市としてのノウハウにしていく必要があります、方針としての課題であると思います。

事務局 サービス量は市町村で違い、地域課題も違うため、あがってくる事例も違い、愛知県内では豊明市と美浜町でもモデル事業を行っているが、岡崎市より小規模であり保険者が直接行っているが、岡崎市は地域包括支援センターが21包括あり、包括が担っていることもあり、この点が豊明市や美浜町と同じように行うことができません。

会長 いつでも地域包括支援センターで行っていくという考えでよいですか。

事務局 基本は地域包括支援センターで行っていますが、日常生活圏域を支所圏域に定めており、必要があれば小学校区ごとにも行いますが、地域包括支援センターごとに行い、包括合同で行う場合もあります。

会長 地域包括支援センターが合同で行うか個別で行うかの判断はどこで決めるのですか。

事務局 地域包括支援センターと長寿課で相談し決定しております。

会長 まだこれからなので、やっていきながら一度立ち止まって確認しながら進めていくことが今年度は多いのではと思います。

委員 いつもは3包括で20人くらいが集まり会議を行っていましたが、前回は医院で7、8人で症例をスライドなしで行いましたが、パターン分けができるかなと感じますが、どこかで集積する部署が必要ではと思います。

事務局 非常に充実した議論が行われており、出席者だけで共有するのではなく、いかに他の方へも伝えていくか方法を検討しており、文字にすると伝えるのが難しいという意見もあり、会議内容をうまくまとめる方法を検討しております。

委員 個別支援会議について、市、民生委員、総代、老人クラブ等、参加していますが、地域包括支援センターが市内に21包括ありコーディネーターとなっています。それぞれで行われていますが、地域包括支援センターだけでも機能しないので、お互いが手を差し伸べて行っていくべきです。地域包括支援センターの役割をもっと入れていくべきではないでしょうか。

委員 第1層の地域ケア推進会議と第2層の地域ケア会議の立ち位置、岡崎市全体に関わる地域課題の方策の部分はこの会議との連携についてどのように考えていますか。

事務局 地域包括支援センターの役割は重要であり、これを前提に考えており、すべての核となっています。政策形成、課題抽出につなげていくことについては、自立支援プロジェクトの議題についても、どのように結果を反映していくかが課題であり、本日議論していただいているところでもあります。「憩っ家」についても地域の通いの場をどう増やしていくか、地域包括支援センターや地域ケア会議でもあがる議題であり、課題となっているので第1層で議題としております。地域からあがってきた報告書を事務局で確認していますが、その中から課題を抽出しております。

委員 本日の地域ケア会議の推進、自立支援プロジェクトについては、何を目的に議題としたのですか。平成30年4月1日施行の介護保険法の一部改正のポイントや追加資料の大分県の取り組みの変更を目的として考えていくのか、そうすると今後続けていくことができるのか不安であり、平成30年4月1日から自立支援ということのQOLの向上、介護状態の重度化防止、介護度を下げていく要介護が要支援となるようQOLを改善していくことが大筋にあり、いままでの第1層から第3層までのことを議論するよりもケアマネージャーがそういうケアプランを立てることが必要で、そうするにはどうしたらよいかという課題があがってくるよう、今のままでは第3層での地域ケア会議での個別事例で同じ問題があがってきてもQOLの向上にはつながらないし改善にもならないので、その前の事業サービスをどのようにしていくのかの検討をしていかなければならないと思います。

事務局 自立支援・重度化防止については自立支援の地域ケア個別会議だけでは不十分であり、検討していかなければならないと考えております。ケアマネージャーからの課題抽出についてもケアマネージャー向けの研修を2月に行い、その際、事例の検討を自立支援会議にあげていくよう協力を要請し、第1層から第3層までの会議だけでなく、自立支援会議を強化できるよう今年度1年間アドバイザーが県から派遣できるので相談しながら進めていきたいと考えております。専門職に協力いただき医師会をはじめ協力を得てお願いしたいと考えております。

会長 これまでの議論を整理すると、地域包括支援センターが担う部分がさらに大きくなり、担っていけるのか個別で行っていくのか複数の包括で行っていくのか、それぞれの包括の事情もあります。地域の事情にもよるので地域の代表の方々がコーディネートや支える方がいると思われるので、地域性があるのか岡崎市としての方向性を考える必要があります。

委員 要介護度を下げQOLを上げていくための支援の前提となる情報共有が必要で

はとっていて、地域の単位ごとに要介護の人がどのくらいいるのか包括が把握されていますか。一年以上前に矢作の地域交流センターに包括の職員が来館され健康増進の情報収集に来られ生涯学習サークルの情報提供を行ったことがありましたが、統計的な情報を統計的に外部に出すことができますか。

事務局 地域包括支援センターへは学区ごとの要支援、要介護者の認定者数を知らしており、やはぎかんの協力によりサークル活動の情報をいただき、やはぎ団体だよりで小学校区内にあるサロンや集いの場を紹介し、デイサービスに行く前の段階の方へ通ってもらい介護予防につなげ、デイサービスにかわりになっている方もおり、地域資源と人をつなげる取組みをあわせて行っています。地域包括支援センターとして地域資源を把握し情報の蓄積への取組みを検討しています。

委員 矢作のある地域で要介護度の方がどの位いるかということ把握し、その後の変化を数値化して、その情報をどこまで共有し公開していくのですか。

事務局 たとえば、要支援1、2の方の1年後の認定度を追った時に、まず改善される方はほとんどいなくて、悪化するまたは維持の方がほとんどではと思われます。改善された方がいて自立した事例を提供し、ケアマネージャーと交流する場で共有していくことで情報の蓄積に取り組んでいければと考えていますが、現状ではまだ数値化するまでの事例数がないので、現状、デイサービスをやめるのは難しく、週1回以上通えるサロンが絶対的に不足しておりデイサービスに代わるころまでには至っておりません。効果というところまでにはいきついていません。

委員 総代とはどこまで情報共有していますか。

事務局 詳しい総代はいろいろ情報を持っています。町内会ごとに統計をまとめている町内会もあります。地域包括支援センターに認知症高齢者数や認定者数を推計してほしいと依頼がくる場合もあります。すべての町内会へ提供しているわけではありません。

会長 全体として公開するレベルではなく、ある程度匿名化して情報を一般化されないと全体へ示すことはできません。市からの情報の提供は出せるものと出せないものがあります。総代や民生委員がいろいろな取組みをされているが、既存の地域の専門家といわれる方の発信や専門職でサロンを提供されたり支援を行ったりしているところとの情報共有が一つの課題です。ノウハウを蓄積することが情報共有なのか、そこは地域性を重視し、地域性のノウハウが蓄積されるべきではないでしょうか。一般的にQOL、ADLの実度によってサービスを提供するか、医療職を中心に何ができるのか専門家レベルではノウハウの集積はイメージできるが、個別の地域性とマッチさせるのは全国的にもサービスの均等な提供はなかなかできないと思われ、岡崎も都市部と郊外では違い、支えあいの仕組みは個別

の地域の課題とし把握しなければいけません。

委員 地域包括支援センターの取り組みについて、各地区の総代と話をするなかで、それぞれ活動内容が違い、また学区内でも地区により地域性も違い、取り組み方も違っていています。そこをどうまとめていくかは課題となっています。

会長 包括だけで集約してもまとめきれぬものでもなく、後押しできるノウハウを集約できることがあればまとまっていく必要があります。

続いて、議事(3)「生活支援体制整備事業について」を事務局より説明をお願いします。

事務局 議事(3)について事務局より説明

会長 生活支援・介護予防体制整備事業ですが、特に生活支援コーディネーターが配置されたが、NPO法人の岡崎まち育てセンター・りたからの支援をもらい行っていくことについて、法人としてはどうですか。

委員 情報提供について、NPO法人りたでは岡崎市内の地域交流センターの管理運営事業に関わっています。現在、包括支援センターからの要望を受け、細川地区で行われているネットワーク会議に出席し支援を行っています。住民参加やまちづくりコーディネーターとして人材を育てています。細川の経験から考えるとプロセスから半年、1年を見立てて資料の組み立てや選択肢を持たせるなどの会議のお膳立てをお手伝いしています。毎月、情報誌を発行し、地域の人や活動、場所などを紹介し地域の資源の収集と情報発信を行っており、包括の職員の目から見るとこうした情報が役立つとみているのではないのでしょうか。

会長 多職種連携とか多職種での情報連携の話があったが、保健、医療、福祉を超えた広い意味での交流とかノウハウに役立て、地域全体としては事が取りまわっています。NPO法人りたから支援を受ける包括をどう決めるのですか。

事務局 来年度は2つの地域を支援していただきたいと考えています。行った結果をみて、その後も継続していくかどうか増やしていくのかどうか決めていきたいと考えております。来年度2つの包括をモデルとし行っていく予定であるが、他の包括の職員にも見学してもらい、一緒に指導を受けながら学んでいければと考えております。直接、6包括ぐらい指導を受けられればと考えております。21包括で情報共有し、NPO法人りたとワーキングを行い取り組みを広げていくことができればと考えております。

委員 細川町の例では、これまで、包括支援センターと諸団体の方々と毎月1回の会

議を始めたのですが、NPO法人りたの人をコーディネートするテクニックが役立っています。これまでの会議だけのスタイルがお試し体験の人が集まる場へ行き相談を受け、専門家と調整し、まとめ上げ市の方へつなげる、進め方の効率化のテクニックがあり、今後も利用すればよいと思います。

会長 イメージのつかないこともあるかもしれませんが、生協や社協や民生委員などで行われてきたかと思いますが、他に関連等あれば発言をお願いいたします。

委員 地域ケアの実践会議について地域包括に困難事例や虐待事例を中心に行われていますが、各事業所によっては主任ケアマネがこの会議の主旨を理解できていればそれぞれの指導事例を連化して包括へ課題を上げる力を持てれば地域のそれぞれの課題を抽出できるのではないかとイメージしました。実践会議の中から包括の方から事例を通して体得していく中で地域ケア会議で地域の課題が見えてくるのではと思います。地域によってはそれぞれに持つ課題が違っているが、市全体として社会資源が足りないものは地域で共通できるものをこの地域ケア推進会議の政策形成につなげていくのではと思います。

会長 資料の資源開発のところで市全体では資源やサービスや担い手などが不足していますが、担い手などは市全体では不足している課題の共有は必要です。これから先はもっと不足する見込みを立てながら行い、5年後10年後には相当厳しくなることが予測され、そこをもっと考えていかなければ担い手はどんどん不足していく方向にあると思います。支えあっていくべき部分と専門のサービスを提供していく部分を、この会議においても情報を吸い上げていける仕組みが構築できればよいのではと思います。事務局からの提案のNPO法人りたとの取組みについての承認を確認しますが如何でしょうか。

委員 新総合事業の関係で要支援者の今ある事業の移行を平成29年度から本格的にスタートし1か所事業を立ち上げたのですが、介護保険事業者が平成30年4月の報酬改定に向けて国からは通所型、訪問型ともに報酬単価が厳しくなると言われています。地域包括ケアの強化は介護予防の系統化を目指し、そのなかで互助だとかの住民主体サービスと理解しています。国がそう目指しているなかで介護保険制度では無理な補いきれない部分で住民主体のサービスへの移行を要介護2までそうなるのではと言われています。事業者としては3年ごとの報酬単価改定をみています。補う新総合サービスの単価は安価になるが対応できるか、それ以外の介護予防教室とかあるが、全体でミックスしてどういったかたちの岡崎市全体の広がりについてこの会議で議論できたらと思います。

会長 事業者ごとに事情が違うかと思いますが、多角的にいろいろなことをされているところはミックスして担っていこうとされる所と、小規模のところでは今後、大丈夫だろうかと感じているところもあるのかと思われそうですが、せっかく生

まれている担い手のサービスがなくなってしまうこととなつてはたいへんなことになってしまうので、どのくらいのことまでは地域で支えあい、どこから専門職が担うべきか線引きは市全体で共有したり、あるいは第2層のところでは難しいが話が出てくるとよいのですが、この議論はまとまらないかもしれませんが方向性は出していければいいと思います。地域ごとに支えあっているような仕組みを作っていく、それがでてくるようにして集積できれば市全体で共有できれば何か仕組みを作っていければというのが課題かと感じております。生活支援コーディネーターが今年から配置されたが、これをどのようにやっていくかノウハウが蓄積されていけば共有していく仕組みができればいいと感じています。

続いて、(4)「<sup>いこっか</sup>憩っ家」の認定制度について事務局より説明を願います。

事務局 議事(4)「<sup>いこっか</sup>憩っ家」の認定制度について事務局より説明

会長 課題はいろいろ出てくるかもしれませんが、現状を進めていくなかでどういうものなのか確認できればいいと思います。要領を一部修正されております。

委員 場所が認定されるものであるが、学区市民ホームで毎週寄合を行う場合、週1回以上の要件を満たしている活動になるので学区市民ホームはそれだけの場所ではない場合は認定されるのか、場所としては民間の施設も想定しているのか、集会所を想定しているのか教えていただきたい。

事務局 要領第3条のとおり、認定するのは場所なのか活動なのか前回も議論があり、そこを明確化するため第1項第2号を追加させていただいております。場所でもあり活動も認定する、市民センターや地域交流センター、町の公民館で行われるのが殆どかと思いますが、場所を認定してしまうと違ってくることもあるため、その場所で行われる活動を認定する、両方の要件を満たすよう、この第2号を追加いたしております。場所につきましては官民関係なく、あるいは外でラジオ体操を行うとか活動場所として認定していければと考えております。

会長 場所にこの時間に行っているものとして両方の要件を提示されるということで、場所だけということではわからなくなってしまうので、定期的に行っている活動ということだが、不定期に行っている活動は指定されるのですか。

事務局 第3条第1項第5号で定期的にと定めており、週1回以上継続的に行う場所とし、常設ではないけれど高い活動を認定していく方向で考えております。

会長 おおむね週1回ではわかりにくいいため、この曜日のこの活動ですとか、週1回

に満たないが場所が決まっていれば認定していくイメージですね。

委員 三島学区の場合は学区市民ホームでいろいろな活動が行われているが、高齢者の意見は学区によって市民ホームの建ち方が違い、2階では高齢者は2階まで登れないので行きたくないとの意見もあります。三島学区は高いところに公民館等があります。そこに上がってだけで大変です。高齢者向けの建物ではないところで活動が行われています。

会長 アクセスの良いことなども配慮していかなければと思います。

委員 課題で、通いの場を知らない、お年寄り扱いされたくないとの理由があるが、このようなこと言う人は老人会に入っていない人だと思いますが、だんだん高齢を重ねていきますと、集まる場所は公民館であったり市民ホームであったり、そこでいろいろなことを行ったりごまんぞく体操を行ったり、子どもと高齢者とのお付き合いをしたり餅つきとか行っていますが、そのうち誰かが迎えに行かないと行けない状態となります。そのあたりをどうしていくのか、足の問題など老人会としては苦労しています。なかなか難しい問題であると思います。

委員 憩っ家の認定について、市民ホームで何十年とカラオケ、大正琴、編み物など毎週行っていますが、そういう人たちも認定を受けられるのですか。

事務局 参加者が限定されてしまうとどうかということになりますが、近所の方ならば誰でもよいということであれば認定できます。

委員 参加者を限定して、市民ホームは月曜から日曜日までいっぱい状態であり、そういったグループが一年間予約している状態で、憩っ家でどなたでもいいですよと活動する余地がないし、外でラジオ体操を行うとかでもよいと言われるが、この認定制度のメリットは何でしょうか。

事務局 今回、市として情報提供を広く市民にしたいと考えており、別にパンフレットを作成し多くの人に周知していきたいと考えており、登録することで自分たちの活動を多くの人に周知するお手伝いを市がすることを考えております。もう1点として健康マイレージとのタイアップを行っていきます。今回、憩っ家に認定されている活動に参加した人と担い手を支援している人についてもイベントポイントが付けられるようになるよう、保健所と調整しており、インセンティブ的なところで健康マイレージが受けられることを考えております。介護予防とか高齢者のイメージから参加しやすく健康づくりのイメージに変えていきたいと考えています。市民ホームや公民館以外での活動の掘り起こしをしていきたい、それ以外の事例を市においても把握し広めていくことで、飲食店やスーパーなどのフリースペースとか既存ではない部分での事例を広げていくために憩っ家制度を活用し、



ノウハウをやってみようという人を増やしていきたい意図があり、市民ホームに行けない人もいることは承知していますが、数を増やすことで行けるところを作っていく、憩っ家を活用したいと考えております。

委員 出てきてほしい人に出てきてもらいたいことはわかるが、これだけの周知だけでは難しいと思います。毎年、65歳以上の独り暮らしの人と75歳上の夫婦の方をお呼びして先生に講演などの行事をしているのですが、ただ出てきてくださいと言っても出てきてくれないので対象者にちらしを持って回って呼びかけを行い100名ぐらいが市民ホームいっぱいになるぐらい集まり行っています。ただ回覧を回すだけでは、ただ周知するだけではなかなか少人数でも集まっていただけでない、声掛けをするから集まっていただけなので、周知の方法を今までどおりではなくもっと考えていかないと、やり方が今までと同じでは人は集まらないと思います。

事務局 民生委員、総代、学区福祉委員の方々が当日、呼び出しに行かれていることは存じております。認定制度を行いたいのは10年、20年後を見据えて地域デビューを早くしてほしいとの考えからであります。老人会の加入率も上げていきたい、60歳で定年された方が早く地域に馴染んでほしい、いろいろな人との接点を持ってもらい集まれる場を増やしていきたい、若い人へのアプローチをしていきたい、10年後に担い手となってくれる方との取っ掛かりとしても必要ではと考えております。

会長 健康マイレージを個別に持って動いてもらうことと連動しなければ、憩っ家と認定してもそこが魅力的でなければ集まらないとの危惧があり、受け皿の提案であり中身のコンテンツを良くしていかなければ、プランをコーディネートする方や同行してくれる方たちへの支援もしていかなければならないと議論を進めていかなければならないが、この認定制度の是非については、やったほうがよいのではないのでしょうか。中身を積み上げていながら岡崎市に必要な制度として行っはどうでしょうか。

委員 人を集めてから次に進めることも必要ではないのでしょうか。

会長 いろいろアイデアを出していきながらよりよいものにしていけるようにすることで了承ということでもよろしいでしょうか。

会長 了承ということで進めていくこととします。

事務局 会長におかれましては、議事進行、ありがとうございました。これをもちまして第7回岡崎市地域ケア推進会議・生活支援体制整備協議体を終了いたします。